

委員 長 報 告 書

総務委員会は、平成 23 年 11 月 10 日（木）、11 日（金）の 2 日間 滋賀県栗東市、愛知県豊明市において「市民協働事業について」視察研修を行いました。

以下その概要について報告します。

記

栗 東 市	市制施行	平成 13 年 10 月 1 日
	人 口	65,750 人
	世 帯 数	24,489 世帯
		(平成 23 年 1 月 1 日現在)
	面 積	52.75 k m ²

栗東市は、滋賀県の南部に位置し、市の北部は平坦地、南部は緑豊かな山地となっている。国道 1 号・8 号の通過、名神高速道路栗東インターチェンジの設置など、交通の要衝として、製造業・商業・流通業など数多くの企業が立地している。

また、平成 3 年、J R 琵琶湖線栗東駅が開設されたことにより、京阪神への通勤圏となり、大規模な住宅整備が進み、人口増加が続いている。

平成 13 年 10 月 1 日、滋賀県内 8 番目の市としてが誕生し、「ひと・まち・環境 とともに育む『健やか・にぎわい都市』栗東」の実現に向け、まちづくりを進めている。

1. 協働によるまちづくり推進条例の制定

平成 15 年度から「対話型まちづくり」、19 年度からは「市民からの提言型まちづくり」へと、市民主役のまちづくりに移行する中、市民がまちづくりに参画できるルールづくりが必要となり、19 年度末に市職員による条例制定研究会を立ち上げた。その後、公募委員や地域活動団体の代表者など市民代表も参画する検討委員会を立ち上げ、協働を進める方法として「協働の指針の策定」、「条例の制定」の 2 案の議論を重ね、先進地視察や地域懇談会（9 地区に対し 2 回ずつ）を経て、最終、議会議決が必要な条例を制定することで一致した。市民参画を目的とした条例のため、できるだけわかりやすい条文とし、平成 21 年 4 月 1 日より施行している。

2. 協働事業提案制度の実施

市民アイデアによる「自由テーマ型提案事業」と「テーマ設定型提案事業」を募集し、市民による事業を実施している。事業採択にあたっては書類審査・公開プレゼンを実施し、最終の事業報告時には、第三者委員会による審査・評価（公開）を実施している。

3. その他の取り組み・課題

さらなる協働事業の展開のため、協働に対する市民・職員の理解度の向上が必要となっている。市広報・HPへの掲載、パブリックコメント、公共施設へのポスター貼り出しなど様々な手法でPRし、市職員に対しては、「まちづくり通信」を発行し意識の向上に努めている。

豊 明 市

市制施行	昭和 47 年 8 月 1 日
人 口	68,625 人
世 帯 数	27,864 世帯
	(平成 23 年 1 月 1 日現在)
面 積	23.18 k m ²

豊明市は、愛知県のほぼ中央部、名古屋市南部に隣接し、愛知県で 30 番目の市として誕生した。名古屋市近郊であるが、緑豊かな自然環境と古い歴史に育まれ、快適な居住環境を備えた都市圏の住宅都市として発展を続けている。

市内には、織田信長が今川義元を奇襲で打ち破った戦いで有名な「桶狭間古戦場伝説地」、名勝地「二村山」に今も残る鎌倉街道の史跡、「JRA 中京競馬場」など、来訪者に人気の史跡や施設がある。

市南部には、国道 1 号・23 号を始め、伊勢湾岸自動車道が横断し、関東圏・関西圏へのアクセスが一層便利になっている。また、豊明インターチェンジ周辺には「愛知豊明花き地方卸売市場」が立地し、鉢物花き市場として全国有数の取扱高を誇るなど、市域南部の流通産業の核としての発展が期待されている。

緑豊かな快適な居住環境と交通の利便性を備えた名古屋都市圏の都市として、さらに発展するため、刻々と移り変わる時代の流れに的確に対応している。

1. 協働推進事業の主な取り組み経過

- ・平成 16 年度 市民協働課を設置
- ・平成 17 年度 市民活動室のリニューアルオープン
- ・平成 18 年度 市民活動推進補助事業の開始

- ・平成 19 年度 市民協働推進委員会の設置、協働推進計画の策定
- ・平成 20 年度 市民提案型まちづくり事業の開始、協働モデル事業の「豊明まつり」の実施
- ・平成 21 年度 協働のまちづくりを進めるための地域社会活動推進条例が可決
- ・平成 22 年度 推進条例の施行、コミュニティ備品貸出制度・公用車貸出制度の開始
- ・平成 23 年度 ガンバルコミュニティ支援交付金募集、地域一括交付金制度の制度化に向けた庁内プロジェクトチームを設置

2. 市民活動室の設置

消防庁舎の移転に伴い、市の分庁舎となった施設の一室を市民活動団体や地域団体の活動で利用できる部屋として、平成 10 年度（県内初）に設置し、17 年度にリニューアルオープンした。常駐職員は配置せず、施設管理・受付業務は、同施設に入所する商工会に委託している。活動室は、年末年始以外は無休で午後 9 時まで使用でき、印刷機・コピー機等は紙を持参すれば無料で利用できる。〈年間利用者：延べ 1,782 団体、7,301 人〉

3. コミュニティ備品貸出制度・公用車貸出制度の導入

市所有の備品や公用車について、使用しない期間、協働事業などで市民に有効利用いただけるよう制度化。

4. 協働のまちづくりを進める地域社会活動推進事業の制定

地域活動や市民活動を将来にわたり支援し、市民・行政・議会が一体となって協働のまちづくりを進めることを目指すための制度づくりとして、平成 21 年 3 月議会に議員提案により条例が上程・可決され、同年 4 月より施行している。

5. 市民提案型まちづくり事業

行政だけで解決できない地域課題のうち、公共性・公益性の高いもので市民活動団体に取り組む事業に対し交付金を交付している。

〈年間予算は 45 万円（1 事業上限 15 万円）〉

6. 協働モデル事業「豊明秋まつりリニューアル事業」の実施

○リニューアル前の概要

実行委員会に 2,200 万円で委託し、年 3 回（春 161 万円、夏 465 万円、

秋 1,574 万円) 開催。行政主体のまつりで、業者委託で行うイベントや行政各課が行う P R 事業が中心で、マンネリ化していた。

○改正のきっかけ

年々予算が削減され、検討委員会で予算削減に対応するための協議を行っている最中、20 年度予算がゼロ査定となる。まつりを継続させたい思いから、市民協働課の別予算を削減するなど 200 万円を捻出し、ゼロベースで事業内容を検討した。これらの影響から前年までメイン事業を担当していた商工会などが撤退した。

○協働事業への転換 <改革 1～2 年目>

中核となる実行部隊を組織するため、市民協働課より志のある各種団体や市民に呼びかけを行ったが、団体としての参加は得られず個人の参加が多かった。職員ボランティアの呼びかけも行い、最終 90 名集まった。可能な限りすべて市民・職員が一体となって行い、予算 200 万円でまつりを成功させた (前年より来場者人数増)

○事業発展期への変容 <改革 3～4 年目>

包括的な実行委員会を設立し、参加者の意識も変化し、個人参加でなく各種団体代表としての参加となった。あくまでも市民が主体で行政はコーディネーターとして活動した。

○事業の効果

- ・市民のまちづくりに対する意識が変化し、行政への要望・要求型から課題解決型市民へ変化。
- ・地域活動、市民活動への支援が充実
- ・各種貸出制度の充実、また議員提案による推進条例の制定など、全国的に数少ない取り組みを実施。
- ・職員と市民 (市民個人、各種団体) との交流が活発化

以上、概要を報告いたします。なお、詳細については議会事務局に資料を保管していますのでご覧ください。